

青森県報

第三千九百二十五号

平成二十六年
十一月二十五日
(火曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一
- 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(同) ……一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……一
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……二
- 漁業の許可等の申請期間……………(水産振興課) ……二
- 公共測量の実施……………(監理課) ……二
- 公 告
- 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課) ……三
- 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(同) ……三
- 入会林野整備計画の認可……………(林政課) ……三
- 選挙管理委員会
- 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……四
- 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……四

告 示

青森県告示第八百八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次

のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十六年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

富合同会社三	氏名称又は名	指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	名称	居宅サービス事業を行う所	指定年月日
字野脇一七四	主たる事務所の所在地又は住所			名称		
弘前市大字中崎				所在地		
通所介護				所在地		
小規模デイサービス静				弘前市大字中崎		平成二六・二・四

青森県告示第八百九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十六年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社倭優	名称	指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行う事業所	名称	指定年月日
十和田市元町西三丁目一〇の一	主たる事務所の所在地			名称	
居宅介護支援事業所こつゆづ				所在地	
上北郡東北町字外姥沢前平六六の一				所在地	
				平成二六・二・一〇	

青森県告示第八百十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号

の規定により公示する。

平成二十六年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

富合同会社三 字野脇一七四	名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	指定介護予防サービス 事業者
	名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予防 サービスの 種類
弘前市大字中崎 字野脇一七四	小規模 サービス センター	弘前市大字中崎 字野脇一七六	介護予防サービス事業を 行う事業所
平成 二六・二・二四	年月日		

青森県告示第八百一十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十六年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

特定非営利 活動法人ラ ・シヤリテ	名称	主たる事務所の 所在地	指定障害福祉サー ビス事業者
	名称	主たる事務所の 所在地	障害福祉 サービスの 種類
青森市第二 町三丁目三 の三	訪問介護 ステーション ピアチェ	八戸市大字田 向六シャイ メゾン一〇 二号	障害福祉サー ビスを行う 事業所
平成 二六・三・一	年月日		

青森県告示第八百一十二号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同規則第八条第三項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十七年一月六日から同月十六日まで

備考

- 一 漁業種類 手繰第二種漁業のうち、うにびき網漁業
- 二 操業区域 東共第二十五号、東共第二十七号、東共第二十九号及び東共第三十号の各漁業権漁場の区域
- 三 操業期間 平成二十七年二月一日から同年七月三十一日まで
- 四 許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度 百四十一隻

青森県告示第八百一十三号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所
- 二 測量の種類
公共測量（三級水準測量）
- 三 測量の期間

平成二十六年七月二十五日から平成二十七年一月三十日まで
測量の地域
八戸市大字河原木一八戸市大字長苗代地内

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証
の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十六年十一月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人愛心会

三 代表者の氏名

船水 桂子

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字松原西三丁目八の九

五 定款に記載された目的

この法人は、障害や何らかのハンディキャップを持たれた方々が地域社会の中で
安定した生活を送るために生活自立支援や就労自立支援事業を行い、さらに行政と
の協力関係を構築しながら地域社会との協働の事業を通して、障害者の生きる意欲
の向上や支援する家族及び周辺の方々の障害に対する意識の革新をはかり、人と人
とがお互いに支えあつというノーマライゼーション本来の考え方が浸透した社会の
実現を目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の
規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款
変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定
により次のとおり公告する。

平成二十六年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十六年十一月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あおもりいのちの電話

三 代表者の氏名

石川 敞一

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字袋町一の一

五 定款に記載された目的

この法人は、孤独と絶望の中で精神的危機に直面し、助けと励ましを求めている
人々にボランティア電話相談員による対話の場を提供し、その人が自らの力で生き
る勇気を見出していけるよう援助する事業を行い、もって社会福祉の増進に寄与す
ることを目的とする。

入会林野整備計画の認可

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二
十六号）第十一条第一項の規定により、深浦町追良瀬入会林野整備組合に係る追良瀬
入会林野整備計画を平成二十六年十一月十四日認可したので、同条第三項の規定によ
り公告する。

平成二十六年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十六年十一月二十五日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	代表者	氏名	氏名	主たる事務所の所在地	年届月日
自由民主党青森県柔道整備師支部	佐藤 金一	岡本 幸治	青森市大字浜田字豊田三二の一	平成二〇一	一

政党以外の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	氏名	氏名	主たる事務所の所在地	年届月日
苦米地あつ子後援会	葛西 貞子	佐々木 康夫	八戸市類家四丁目一七の一	平成二〇一〇	八
岡田たけし後援会	岡田 英	岡田 英	八戸市大字長苗代字天狗柳二九の五	平成二〇一〇	九
山端ひろし後援会	山端 幸博	坂本 裕希	十和田市東二一一番町三一の二八	平成二〇一〇	五
木村たかひろ後援会	木村 公則	小枝 巨樹	弘前市大字清野袋四丁目四の九	平成二〇一〇	三
菊川けいこ後援会	菊川 慶子	松橋 久美子	上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎一五二	平成二〇一〇	二

青森県選挙管理委員会告示第六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次

の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十五日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	年届月日
田中元後援会	代表者	対馬 博文	対馬 忠栄	平成二〇一〇
奈良岡央後援会	代表者	工藤 千一	阿保 隆	平成二〇一〇
三村申吾黒石後援会	主たる事務所の所在地	黒石市浦町二丁目八三	黒石市大字下山形字下目内二〇	平成二〇一〇
三村申吾むつ地区後援会	代表者	伊藤 忠志	佐々木 隆	平成二〇一〇
寺地則行後援会	主たる事務所の所在地	八戸市大字田向字向平八の一	八戸市大字湊町一五	平成二〇一〇
いずみの会	代表者	伏見 紀幸	石橋 孝	平成二〇一〇
	代表者	佐藤 徹男	畑中 徳壽	平成二〇一〇
	代表者	瀬崎 陽子	松田 ヨネ	平成二〇一〇

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭